報第３９号

債権の放棄について

新潟県柏崎市債権管理条例（平成３１年条例第５号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり債権を放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年（２０２３年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

１　債権の名称、放棄した債権の額及び件数

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した債権の件数
電気料金の調達差額に係る損害賠償債権	８８９，５０８円	１件

２　債権を放棄した理由

債権の届出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済する見込みがないと認められるため（新潟県柏崎市債権管理条例第１０条第１項第６号該当）。